

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標

駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。以下同じ。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務は、日米安全保障条約等に基づく我が国の義務履行に係るものである。当該業務は、これまで国（防衛施設庁のことをいう。以下同じ。）及び関係都道府県が約50年にわたり実施してきたものである。独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、この業務の一部について、駐留軍等労働者の雇用主である国と密接な連携を図りながら確実に履行しなければならない。

また、機構は、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ業務運営の効率化や業務の質の向上に努める必要があり、本中期目標期間中の業務運営に関する目標について、次のとおり設定する。

第1 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成14年4月1日から平成18年3月31日までの4年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

機構の業務運営に当たっては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。

1 経費の抑制

業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（公租公課等の固定的経費を除く。）について対前年度比で1%抑制すること。

2 業務運営体制の整備

機構の業務運営全般について点検し、見直しを行うことにより業務運営の効率化を図ること。

3 職員の意識の高揚

個々の業務の効率化に係る職員の意識（コスト意識等）の高揚を図るとともに、アイデアを募集し、積極的に活用することにより事務の簡素化を図ること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 駐留軍等労働者の募集

駐留軍等及び諸機関（防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第5条第25号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。）からの労務要求に迅速かつ的確に対応

するため、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率を現状より向上させること。

2 駐留軍等労働者の福利厚生施策

- (1) 駐留軍等労働者の福利厚生については、駐留軍等労働者の多様化する要望に応えられる施策を導入すること。
- (2) 駐留軍等労働者の制服及び保護衣について、早期に貸与できる方法を検討し、導入すること。

3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成

国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、中期目標期間の終期までに改善案を国に提示すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業について、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

人事に関する計画

- (1) 職員の計画的な人事交流と業務処理の工夫を行うことにより、人員の適正な配置に努めること。
- (2) 実務研修を充実させ、業務能率の向上を図ること。